

(件名) 奄美群島海域における海砂採取の禁止を求める陳情書

(陳情の要旨)

国土交通省は、鹿児島選出国會議員の質問に「瀬戸内町の嘉徳海岸は、日本で手つかずの自然のたたずまいを保っている3つの砂丘の1つ」と答えています。この嘉徳海岸の沖合で15年ほど前から海砂採取が10年間にわたり行われてきました。2014年の2つの台風により嘉徳砂丘の墓地近くまで浸食されました。県は海岸線を保全区域に指定し、180メートルのコンクリート製の護岸堤を建設する計画をしています。私たち団体は「砂の減少は沖合での海砂採集に起因する可能性がある」ので海砂採取止めるよう鹿児島県議会に陳情しましたが取り合ってもらえず、規模を若干変更しただけでした。そこで私たち団体は、波の力で回復する可能性もあるので数年のあいだ様子を見るよう県議会に陳情しましたが、採択されませんでした。ところが4年ほど経過した時期に、応急措置として4列に並べた土嚢は砂で埋まり、波打ち際までの砂幅は70～100メートル広がり、従来の景観にほぼ戻っています(別紙参照)。

さて、その後も奄美群島の周辺海域では、8カ所(戸円沖、宇検沖、請島沖、青久沖、荒木沖、嘉鈍沖、秋利神沖、和泊沖)で海砂採取が行われています。その中で昨年、大和村戸円沖海砂採取について大和村漁協組合員が海産物確保のために反対を表明しています。また、青久沖での海砂採取が見える用安海岸・手広海岸の浜がやせ細り、とりわけ笠利町用安海岸は、一部ロック層まで露出し、産卵のため上陸したであろう亀は狂い泳ぎの後、足跡だけを残してありました(2020年8月4日)。さらには、4日前(1月30日)からは手広沖(龍郷町)での海砂採取が目撃されています。

また、種子島・南種子町の南部にある前之浜海岸では1984年から3回にわたって大規模海砂採取が原因で砂浜消失が進み、地元住民が採取中止の訴えを起こしています。全国的には瀬戸内海の家砂採取禁止条例が知られており、1980年の発効以来海砂の現状維持と景観回復の措置が図られています。

さて、いま奄美群島は、世界自然遺産に向けて官民挙げて取り組んでいるところです。登録に可否を判断するIUCNは、候補エリアとして「山・川・海を一体として捉えた周辺海域の保全も含めるのが妥当」と語っています。世界に誇れる奄美の生物多様性は、これまでに相当なダメージを受けています。必要のない所までに張り巡らされた護岸堤・消波ブロック、伐採されたアダン林、消滅した砂浜・干潟・湿地、コンクリートづけの川、生態系を分断する砂防ダム。豊穡の海だったイノーは藻が生えなくなり、ウニは姿を消し、タコのアデク(巣穴)も大方なくなりました。これらも海砂採取が主な原因と考えられます。奄美の世界自然遺産登録を実現させるためにも海砂採取を止めるべきと考えます。

記

住用・青久沖および奄美群島周辺海域の家砂採取を禁止すること。

(添付書類省略)